

認定留学生奨学金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特別奨学金規程に基づき、昭和女子大学大学院、昭和女子大学（以下「本学」という。）の認定留学生奨学金（以下「本奨学金」という。）に関し必要な事項を定める。

(認定留学の定義)

第2条 本規程で定める認定留学は、昭和女子大学大学院の「大学院認定留学に関する規程」並びに昭和女子大学の「認定留学に関する規程」、「(派遣型)ダブル・ディグリー・プログラム実施に関する規程」又は「(派遣型) TUJ ダブル・ディグリー・プログラム実施に関する規程」（以下総称して「認定留学関連規程」という。）に定めるところによる。

(認定留学奨学生候補者)

第3条 本奨学金給付の候補者となる認定留学生は、認定留学関連規程に定める手続きを経て学長から認定留学の許可を受けた者のうち、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 大学院においては以下のいずれかに該当する者
 - 1 交換留学協定に基づき本学協定校に留学する者
 - 2 本号①以外の理由による留学で、受入大学院の授業料を負担する者
 - (2) 大学においては以下のいずれかに該当する者
 - 1 交換認定留学に参加する者
 - 2 私費認定留学で授業履修プログラムに参加する者
 - 3 私費ダブル・ディグリー留学生又は私費 TUJ ダブル・ディグリー留学生として参加する者
- 2 前項第1号①及び第2号①を総称して「交換認定留学生」という。また前項第1号②及び第2号②③を総称して「私費認定留学生」という。

(給付金額)

第4条 本奨学金の給付金額は次のとおりとする。

- (1) 交換認定留学生においては、留学期間に関わらず、一人あたり20万円を給付する。
- (2) 私費認定留学生においては、留学する学期の所属専攻又は学科の授業料の全額を給付する。ただし、留学先大学の授業料が所属専攻又は学科の授業料より少ない場合、留学先大学の授業料を上限とする。

(選考時期及び方法)

第5条 本奨学金の対象者は、認定留学の許可をもって選考されたものとする。

(提出書類)

第6条 本奨学金を希望する者は、認定留学の申請時に、奨学金申請書を所属学科から国際交流委員会を經由し、学長に提出しなければならない。

(奨学金の重複)

第7条 本奨学金の受給者は、学内外の他の奨学金との併給を認める。ただし、以下のいずれかの場合は併給を認めない。

- (1) 交換認定留学生のうち、併給対象の給付型奨学金が第4条に定める本奨学金の給付額を超える場合
- (2) 私費認定留学生のうち、クイーンズランド大学ダブル・ディグリー・プログラムに参加する者で、当該学期に給付されるグローバル奨学金又は井上時男奨学金を受給する場合。た

だし、同プログラム参加者が、当該学期内に他の短期プログラムに参加する場合はこの限りではない。

(奨学金の取消)

第8条 本奨学金を受給した者が、「大学院認定留学に関する規程」第12条、並びに「認定留学に関する規程」第12条の定めにより、学長によって認定留学の身分が取り消された場合は、受給した奨学金を全額返還しなければならない。

なお、「大学院認定留学に関する規程」第9条、「認定留学に関する規程」第10条の定めにより認定留学が取り消された場合には、本奨学金の返還を要しない。

(規程の改廃)

第9条 この内規の改廃は、奨学金委員会の決議に基づき理事長の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成26年2月18日に改定し、平成26年4月1日から施行する。
[昭和女子大学短期大学部に関する規定の改廃]
- 3 この内規は、平成27年7月23日に改定し、平成28年4月1日から施行する。
[語学プログラム給付金額の改廃]
- 4 この内規は、平成29年6月29日に改定し、平成29年4月1日に遡って施行する。
[組織変更に伴う委員会名等の変更]
- 5 この内規は、令和2年3月4日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
[「必修留学」名称変更に伴う改定]
- 6 この内規は、令和3年3月3日に改定し、令和3年4月1日から施行する。
[私費TUIJダブル・ディグリー留学生に関する規定の追加]
- 7 この内規は、令和4年6月9日に改定し、令和4年4月1日に遡って施行する。
[認定留学奨学生候補者の変更、その他の改定]
- 8 この内規は、令和4年10月13日に改訂し、同日施行する。
[重複受給不可奨学金の変更に伴う改定]
- 9 この規程は、令和6年10月31日に改定し、令和6年11月1日から施行する。
[規程の名称変更及び改廃承認者の変更]
- 10 この規程は、令和7年1月16日に改定し、令和7年4月1日から施行する。
[奨学金の対象及び金額等の変更]
- 11 この規程は、令和7年3月13日に改定し、令和7年4月1日から施行する。
[学科名称及び委員会名称の変更に伴う改定]